2月18日(月)～3月15日(金) 市・県民税と所得税の申告

市・県民税の申告

市税務課市民税係
（市役所2階）
☎30-6140

申告のご案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書用紙は、申告の受付会場に用意していますので、その場で作成できます。事前に申告書用紙が必要な場合は、市税務課（市役所2階）にお申し出ください。

彦根市では、申告受付を左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合は最寄りの会場へお越しください。

なお、**所得税の確定申告**（このページ下をご覧ください）**をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。**

営業・農業・不動産所得のある人は、「収支内訳書」が必要です。事前に作成をお願いします。

申告に必要なもの

▼「申告のご案内」
▼印鑑
▼平成24年中の所得が明らかになる書類（源泉徴収票、支払調書など）
▼営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」
▼所得控除の対象となるものに関する書類（医療費、雑損控除の対象となる各種領収書や証明書および医療費の明細書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など）
▼配偶者（特別）控除を受ける人については、配偶者の所得が確認できる書類など
▼身体障害者などの人は、障害者手帳など

年金所得者の確定申告など、**簡易な所得税の申告**も受け付けます。ただし、**次に該当する人は、必ず税務署が開設する申告会場（商工会議所4階）で申告をお願いします。**

▼所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
▼譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
▼青色申告をする人
▼初めて事業所得を申告する人
▼税務署から申告書が送付された人
▼住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人

ご注意ください

▼国民年金保険料の控除を受ける場合は、控除証明書が必要です。郵送されない場合などは、彦根年金事務所（旧滋賀社会保険事務局彦根事務所）☎23-1114番に照会してください。
▼医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付する必要があります。事前に作成しておいてください。
▼確定申告をする場合、彦根市では申告書（控）に受付印を押すことができませんので、受付印が必要な人は、確定申告書を税務署の窓口に直接ご提出ください。

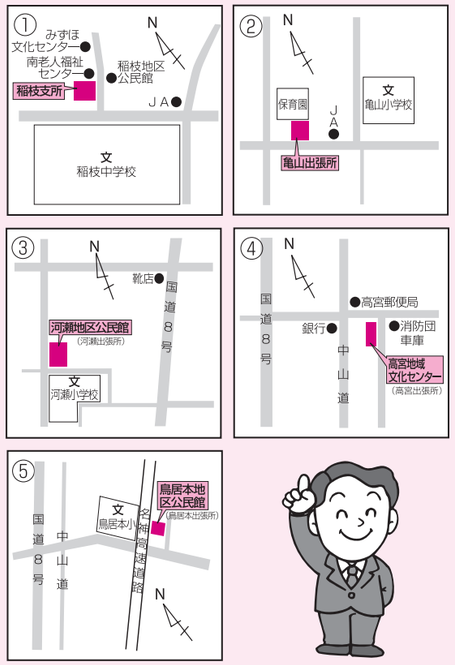

＜申告受付日程＞

土・日曜日と、平日の12:00～13:00は受付できません。

月　日	会　場	受付時間
2月18日(月)～2月21日(木)	稲枝支所（右図①）	9:00～12:00 13:00～16:00
2月22日(金)		9:00～12:00
2月25日(月)	亀山出張所（右図②）	9:00～12:00 13:00～16:00
2月27日(水)	河瀬地区公民館（右図③）	9:00～12:00 13:00～16:00
3月1日(金)	高宮地域文化センター（右図④）	9:00～12:00 13:00～16:00
3月4日(月)	鳥居本地区公民館（右図⑤）	13:00～16:00
3月13日(水) 3月14日(木)	稲枝支所（右図①）	9:00～12:00 13:00～16:00
3月15日(金)		9:00～12:00

月　日	会　場	受付時間
2月18日(月)～3月15日(金)	市税務課（市役所2階）	9:00～12:00 13:00～17:00

所得税の確定申告

彦根税務署
（立花町5-20）
☎22-7640
（自動音声案内）

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。

確定申告が必要な人で、期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることもありますのでご注意ください。

申告会場は彦根商工会議所です

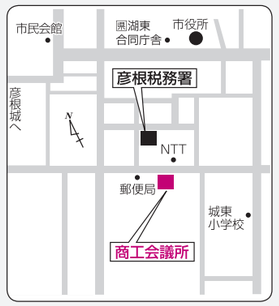

確定申告期間中の申告会場は、昨年と同じく彦根商工会議所4階です。彦根税務署には申告会場はありませんので、ご注意ください。

開設期間　2月18日(月)～3月15日(金)（土・日曜日は除く）

開設時間　午前9時～午後5時

※会場の都合により、午後4時頃までにお越しください。

※還付申告は、2月15日(金)以前でも行えます。（還付申告の会場は、2月12日(火)以降、彦根税務署から彦根商工会議所になりますので、ご注意ください）

公的年金等を受給している人の確定申告の手続きが変更になっています

平成23年分の確定申告から、公的年金などに係る雑所得がある人で、「公的年金等の収入金額が400万円以下」かつ「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下」に該当する場合、所得税の確定申告書の提出が不要になっています。

ただし、還付がある場合は、提出することができますので、詳しくは彦根税務署にご相談ください。なお、確定申告が不要の場合でも住民税申告は必要となる場合があります。

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませください。

この社会　あなたの税が　いきている

e-Taxで確定申告を

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅でe-Taxの申告用データが作成できます。作成したデータは簡単な操作で電子申告することができます。電子申告に必要な手続きは、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）の中で分かりやすく説明しています。

年金受給者のための事前集合指導

確定申告が必要な年金受給者のために、次のとおり相談会場が開設されます。どうぞご利用ください。

開設期間　2月6日(水)～同8日(金)

時間　午前9時30分～正午
午後1時～同4時

場所　彦根商工会議所4階大会議室

月　日 時　間	会　場
2月18日(月) 9:30～12:00 13:00～16:00	稲枝商工会館
2月21日(木)～同22日(金) 10:00～12:00 13:00～16:00	ビバシティ彦根2階第1研修室

相談会場への入場は、いずれも15:00まで

税理士による相談会場

税理士による相談会場が、上表のとおり開設されますので、ご利用ください。

主催　彦根納税協会☎22-2836番

確定申告が必要な人は

①事業所得や不動産所得などがある人、土地や建物を売った人で、
平成24年分の各種所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて、なお残額のある人

②給与所得のある人で、
(ア)給与の年収が2,000万円を超える人
(イ)給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
(ウ)給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人

※例外もあるので、詳しくは、税務署にお問い合わせください。

※給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人は、源泉徴収された税金の還付を受けることができます。